８中総防第１１７１号
令和８年１０月２９日

中野区監査委員　様

中野区長　　酒　井　直　人

各種監査結果の意見に対する取組状況について（回答）

令和８年６月１９日付８中監第３３０号で照会のあった、各種監査結果の意見に対する取組状況について、別紙のとおり回答いたします。

記

１　意見に対する取組状況

別紙「令和７年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況」のとおり

中野区
08.10.24
収受

８中教教第８５６号
令和８年１０月２０日

中野区監査委員　様

中野区教育委員会

各種監査結果の意見に対する取組状況について（回答）

令和８年６月１９日付８中監第３３０号により照会のありました中野区教育委員会としての各種監査結果の意見に対する取組状況について、別添のとおり回答いたします。

令７年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政援助団体等監査

1	**補助金交付手続きの適正な運用について** 補助金の交付申請において、要綱に基づく提出期限を過ぎて提出された申請書に対し、期限までに提出された申請と同様に補助金を交付した事例があった。申請者間の公平性に問題が生じる可能性があるため、申請期限順守の徹底を図るとともに、やむを得ない事情等を考慮する必要がある場合には、別途起案決定して対応するなど、補助金交付に係る要綱の適正な運用に取り組まれたい。 回答:区長
取組状況	本件については、事業者から事前に相談を受けており、必要書類の確認を含め、補助要件を全て満たしていることを確認した上で交付決定を行ったものである。今後は、必要書類が期限内に提出されるよう、引き続き事業者に対して適切な指導及び働きかけを行う。また、補助金交付申請における申請期限遵守の重要性について、担当職員へ周知徹底を図る。あわせて、同様の事案が発生した場合には、要綱の趣旨及び公平性を十分踏まえ、適正に対応する。

	役割と責任を明確化するとともに、区監督員による現場確認及び是正指導を通じて監督機能を強化し、報告・共有体制を徹底することで、安全管理が不十分な場合には厳正に対応し、組織的かつ実効性のあるガバナンス体制を構築していく。さらに、区監督員が現場に立ち入る際の安全装備及び行動基準を明確化し、チェックリスト等により整理することで、現場関係者間での共有及び遵守を徹底する。 また、課内職員に対し、労働安全衛生法に定める発注者の責務の再確認を行うとともに、過年度の工事監査指摘事項の周知徹底、安全管理に関する不適切事例及びヒヤリハット事例の共有、事故発生時における即時報告及び全体共有の徹底を図る。加えて、区内工事現場安全パトロールを実施するとともに、労働基準監督署が主催する安全パトロールへ参加する。 さらに、工事現場の安全対策については、工事着手にあたり、施工内容に応じたリスクアセスメントを実施し、リスクの低減及び対策の検討を行うとともに、実際の工事現場において安全対策が適切に講じられているかについて監督員が確認することで、工事現場における安全確保を徹底していく。 ③　工事安全に関する関係法令及び基準等について整理した研修を実施し、職員一人ひとりの安全意識及び安全基準の徹底を図るとともに、現場におけるＯＪＴを通じて、実際の工事現場で求められる安全配慮や判断のポイントについて、先輩職員が具体的に指導する体制を強化する。 また、課内職員に対し、労働安全衛生法に定める発注者の責務の再確認を行うとともに、過年度の工事監査指摘事項の周知徹底、安全管理に関する不適切事例及びヒヤリハット事例の共有、事故発生時における即時報告及び全体共有の徹底を図る。加えて、区内工事現場安全パトロールを実施するとともに、労働基準監督署が主催する安全パトロールへ参加する。 さらに、ミーティング等を活用し、工事中の現場におけるリスクの検討及び確認など、実際の業務に基づいた検討を行うことで、安全に対する意識の醸成を図るとともに、課内において安全に関する研修を実施する。

令和７年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政援助団体等監査

2	**指定管理者の会計処理の見直しについて** 指定管理施設では、当初の事業計画に基づいて指定管理料が算定され、運営が行われているが、一部の施設で天候に支出が左右される等の理由から、精算対象外の支出項目で、数年間にわたり当初計画の残額が大きいものがあった。事後精算を行わない支出項目の残額の拡大は、指定管理料が適切に区民サービスに還元されていないことにもなるため、実績に見合った事業計画に見直すことが必要である。一方で、同施設では指定事業費の支出項目では毎年、不足が発生しており、施設全体の事業収支は大きな黒字とはなっていなかった。指定管理者と事業計画について十分協議を行い、予算計上額の審査をより精緻に実施し、指定管理者のインセンティブを明確にすることで、区民サービスが拡充されるよう、実態に合わせた予算の組み換え、及び精算対象区分の見直し等を行われたい。 中野区指定管理者制度ガイドラインでは、指定管理者の本社（本部）経費の取扱について、「施設の管理運営にあたり間接的に要する経費として、本社（本部）の総務や人事部門等の経費の計上についても必要に応じ認めることとするが、その内容は明確にしておくこと」とされている。しかしながら、収支報告書において、本部管理分と施設従事職員分の人件費の区分が不明確なものがあった。このため、当該施設管理職員分のみに適用されるべき公契約条例に係る人件費の増額分について、適切に充当されているか書面上で確認することができなかった。最終的には、適切に充当されていたことを確認したものの、本部管理経費の明確化は指定管理料が適切に区民サービスに還元されているかを評価する上で必要な資料であることから、収支報告書の提出の際「人件費内訳」に加え、「本部管理経費の配賦計算表」及び「消費税精算表」についても提出を求めるなど、本部管理経費について適切な区分が確認できるよう指導されたい。 回答：区長　教育委員会
取組状況	指定管理者との事業計画については、中野区指定管理者制度ガイドライン（第１０版）「１０．（１）業務計画書」において、施設所管課が毎年度、指定管理者から業務計画書の提出を受けるとともに、その内容について説明を受け、必要な協議を行うこととしている。また、収支状況の報告についても、指定管理者へ収支報告書の提出を求め、その内容を確認しているところである。加えて、同ガイドライン「１１．（２）⑥第三者評価」において、事業報告書及び収支報告書の妥当性について、第三者の客観的かつ多角的な視点から評価を受けることとしており、これにより一定の実効性が担保されている。監査結果において示された意見を踏まえ、指定管理者におけるコストの透明性を高めるとともに、指定管理者制度の本旨に沿った適切な運用に努めるよう、施設所管課に対して周知徹底していく。

令和７年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政援助団体等監査

3	**実地監査を踏まえた意見** 指定管理制度の趣旨に照らせば、指定管理者が施設の特性を活かし、利用者サービスの向上や利用促進に資する事業を主体的に企画・実施することが求められる。実地監査を行った哲学堂公園（運動施設）、哲学堂公園、中央図書館、中野東図書館では、ユーザーの利便性向上に向けた改善等は図られているものの、例えば、フォトスポットの設置や飲食の充実など、施設の魅力向上、利用者増に向けた積極的な取組、グッズ販売などの収益向上など、民間事業者ならではの創意工夫が十分に発揮されている印象は持たなかった。 事業の実施等により得られる収益や、利用者数・満足度の向上等の成果が指定管理者の評価に直接反映される仕組みは、指定管理者の自律的な改善・提案を促す要素となる。成果の把握・評価の枠組みを明確化し、区立施設としての範囲内で指定管理者の創意工夫が適切に発揮できるインセンティブの見直しなど運用改善に取り組まれたい。 また、利用者増に向けては積極的な情報発信が必要である。例えば地域開放型図書館については開設されたばかりであり、認知度の低さが利用率に現れていると思われるが、定期財務監査において現地視察をした際、入口もわかりづらく、地域住民へのPR強化の必要性が感じられた。様々な媒体を活用した積極的な情報発信を行い、利用率の向上に努められたい。 回答：区長　教育委員会
取組状況	指定管理者制度においては、指定管理者が自らの創意工夫で主体的に管理運営業務を行うことを基本とし、管理運営上の課題が認められる場合には、毎年度提出される業務計画書等を通じて必要な協議を行い、適切な運用の確保に努めている。その上で、インセンティブの観点から、計画を上回る収入や経費の節減により生じる事業者収益について、経営努力が適切に反映される工夫が図られるよう施設所管課に対して周知徹底を図っていく。 また、地域開放型図書館における利用登録率や貸出数などの各種成果については、事業との相関性を把握するため、年代別や貸出種別など、より詳細な数値分析を行い、指定管理者の評価要素として活用していく。また、ホームページによる周知や現地案内の充実に加え、学校や児童館等へのアウトリーチ事業を通じて認知度の向上を図っていく。 加えて、中野四季の森公園等の指定管理においては、これまで事業計画書に成果指標を設けていなかったことから、令和８年度の事業計画書において成果指標を設定した。今後は、年度末報告時に成果指標の達成状況を確認するとともに、必要に応じて適切なフィードバックを行い、管理運営の質の向上につなげていく。

令和７年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政援助団体等監査

4	**株式会社まちづくり中野２１について** 今回は令和６年度の状況についての監査であり、会計上、特に課題となるところは見られなかった。旧中野サンプラザの土地・建物については無償で区に寄付し、法人は解散する方針となったことから、今後、旧中野サンプラザの資産性評価をどのように取扱うのかについては注視したい。また、中野駅前広場整備や区画整理が進むなか、旧中野サンプラザの遊休状態が継続することは、まちの賑わい等への影響は大きいものがある。中野駅新北口駅前エリアの再整備が、将来の中野を見据えた最良のものとなるよう、様々な意見を結集して方向を見定め、着実に取り組まれたい。 回答:区長
取組状況	株式会社まちづくり中野２１については、令和７年９月に中野サンプラザの土地・建物等を区へ寄附し、同年１２月の株主総会の決議により解散した。 令和８年７月には、臨時株主総会において、清算事務の終了に伴う決算報告等が承認され、清算を結了している。今後、関係法令等に基づく対応が生じた際には、適切に処理をしていく。